

## 日本学術会議会員候補者任命拒否問題に関する会長声明

2020年10月17日

日本教育法学会会長 内野正幸

2020年9月末に、内閣総理大臣が、日本学術会議の推薦した会員候補者105名のうち6名の任命を拒否したことが新聞報道等により明らかになりました。政府は、その任命拒否の理由を明らかにしていませんが、この6名が、安保法制や共謀罪、憲法改正などの問題に関して政府に対して批判的な意見を表明してきた研究者であり、このことが実質的な理由になっているのではないかという疑義を生んでいます。

以下に述べるとおり、今回の会員候補者6名の任命拒否は、その違法性が明白であり、日本学術会議の独立性を侵し、日本における研究の政治権力からの自律性を大きく歪めるものです。今回の任命拒否に関して嚴重に抗議の意思を表明すると同時に、内閣総理大臣に対して、任命を拒否した理由を速やかに説明すること、および、任命を拒否された6名を直ちに日本学術会議会員に任命することを求めます。

日本学術会議は、日本学術会議法に基づき設置され、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」（同2条）に、科学に関する重要事項を審議・実現し、科学研究に関する連絡を図り、その能率を向上させることを職務とし（同3条）、政府の諮問に答えるほか、政府に対して自主的に勧告を行う権限などを有します（同4条～6条の2）。

重要なのは、日本学術会議がこうした職務を「独立して」（3条）行う特殊な組織である点です。日本学術会議は、時の政府の意向や都合に左右されるようでは、その職務上の責任を果たすことができません。日本学術会議は学問的な専門性にのみ基づきその職務を遂行するものとされているからです。このことを踏まえ、日本学術会議は、内閣総理大臣の「統括」ではなく「所轄」に属するものとされ（1条2項）、内閣総理大臣の指揮命令に服さない独立した組織であることが示されているのです。

日本学術会議の独立性は、法律上、人事の面にも徹底されています。日本学術会議の会員は、日本学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考」し、「内閣総理大臣に推薦」した上で（同17条）、この「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（同7条2項）とされています。この任命行為は形式的なものであり、内閣総理大臣

に、推薦された会員候補者を拒否する権限はありません。このことは、報道等で周知のとおり、1983年に会員候補者の推薦制が導入された際の国会における政府側の答弁でも明言されていました。こうした仕組みが採られたのは、内閣総理大臣が会員候補者の拒否をできるようでは政府にとって都合の良い人物しか日本学術会議の会員になれなくなってしまい、その職務遂行に必要な独立性を保てなくなってしまうからです。

今回の6名の会員候補者の任命拒否の違法性は明白です。また、政府は、その任命拒否の理由の説明も拒んでいます。時の政府の方針に批判的なことを言う人物を排除した疑いは極めて強く、もしこれが通用してしまうのであれば、政府にとって都合の良い人物しか日本学術会議の会員にはなれなくなり、日本学術会議の独立性が損なわれ、日本学術会議の存在理由それ自体が否定されてしまいます。また、こうしたことが恒常化すれば、政府の都合により学術的に優れた人物とそうではない人物が決められることになり、日本社会における学問研究の自律性が大きく歪められてしまいます。

こうした事態の進行を許さないためにも、今回の任命拒否に関して厳重に抗議すると同時に、内閣総理大臣に対して、任命を拒否した理由を速やかに説明すること、および、任命を拒否された6名の会員候補者を直ちに日本学術会議の会員に任命することを強く求めます。